

令和2年度 安佐南区地域部会

障害者総合支援法の目的

第1条（目的）

この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び障害児の福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、**障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。**

障害者総合支援法と自立支援協議会

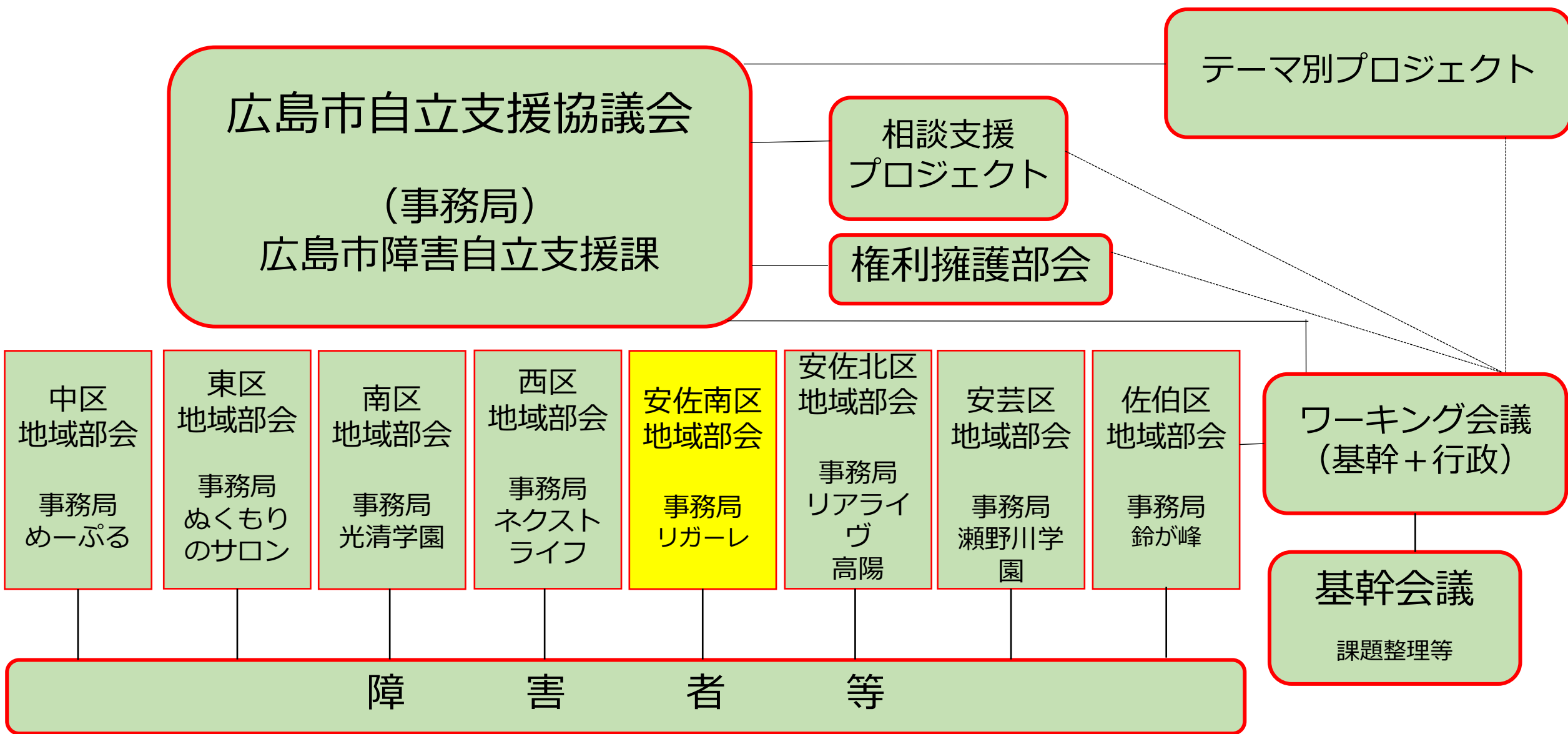
第八十九条の三（協議会の設置）

地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなくてはならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

広島市障害者自立支援協議会の体制

令和2年4月現在



安佐南区地域部会の目的

安佐南区地域部会は、障害者総合支援法の目的に則り、障害の有無に関係なく、すべての人が普通に生活できる地域づくりを目的とする。

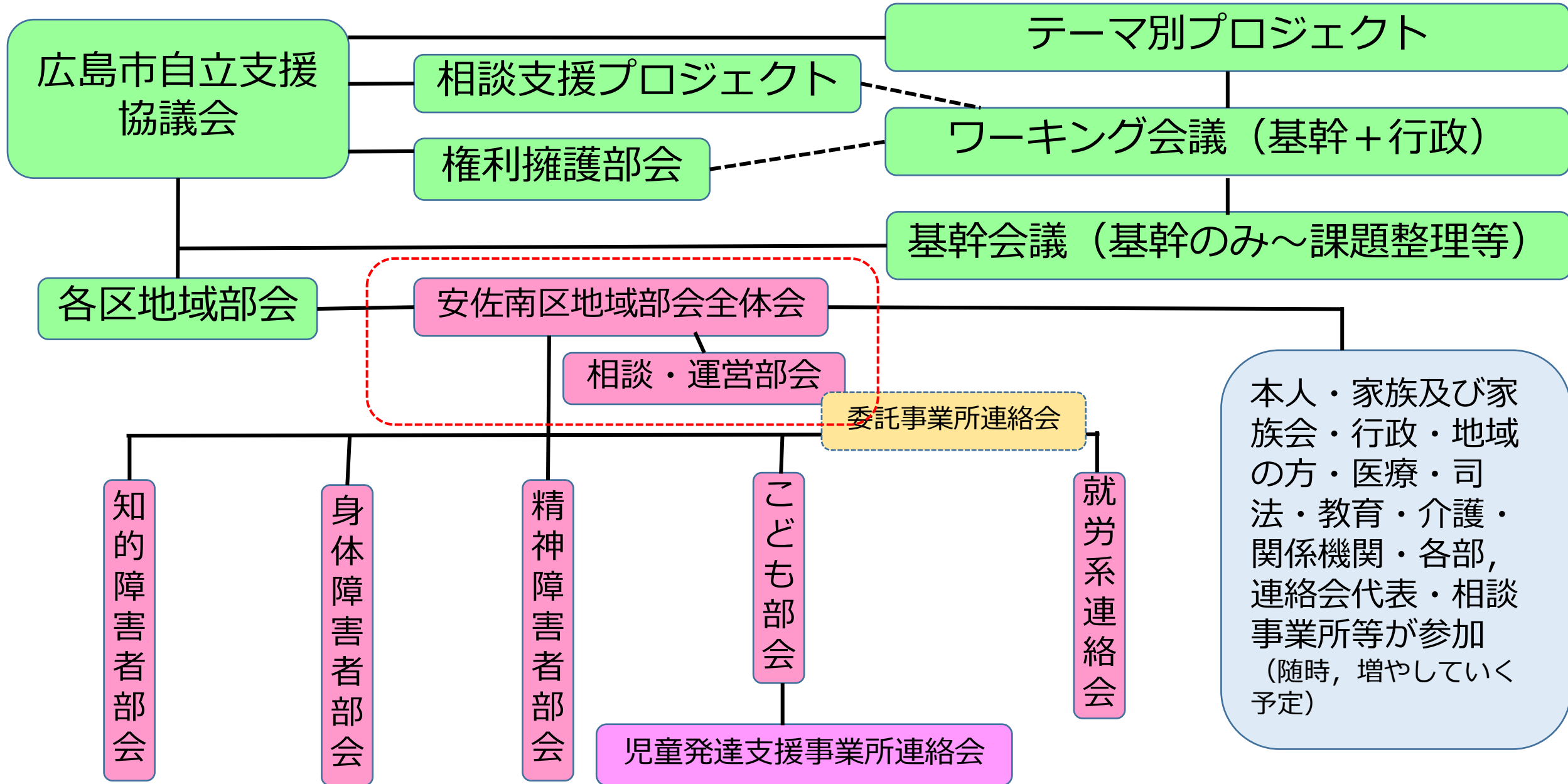
安佐南区地域部会の方針

安佐南区地域部会では、障害福祉関係者だけでなく、安佐南区に関わる全ての方々が関係者になり得る方として、出来るだけ多くの方に参加してもらい、連携をはかることで地域全体で障害に対する理解と支援体制を構築していく。

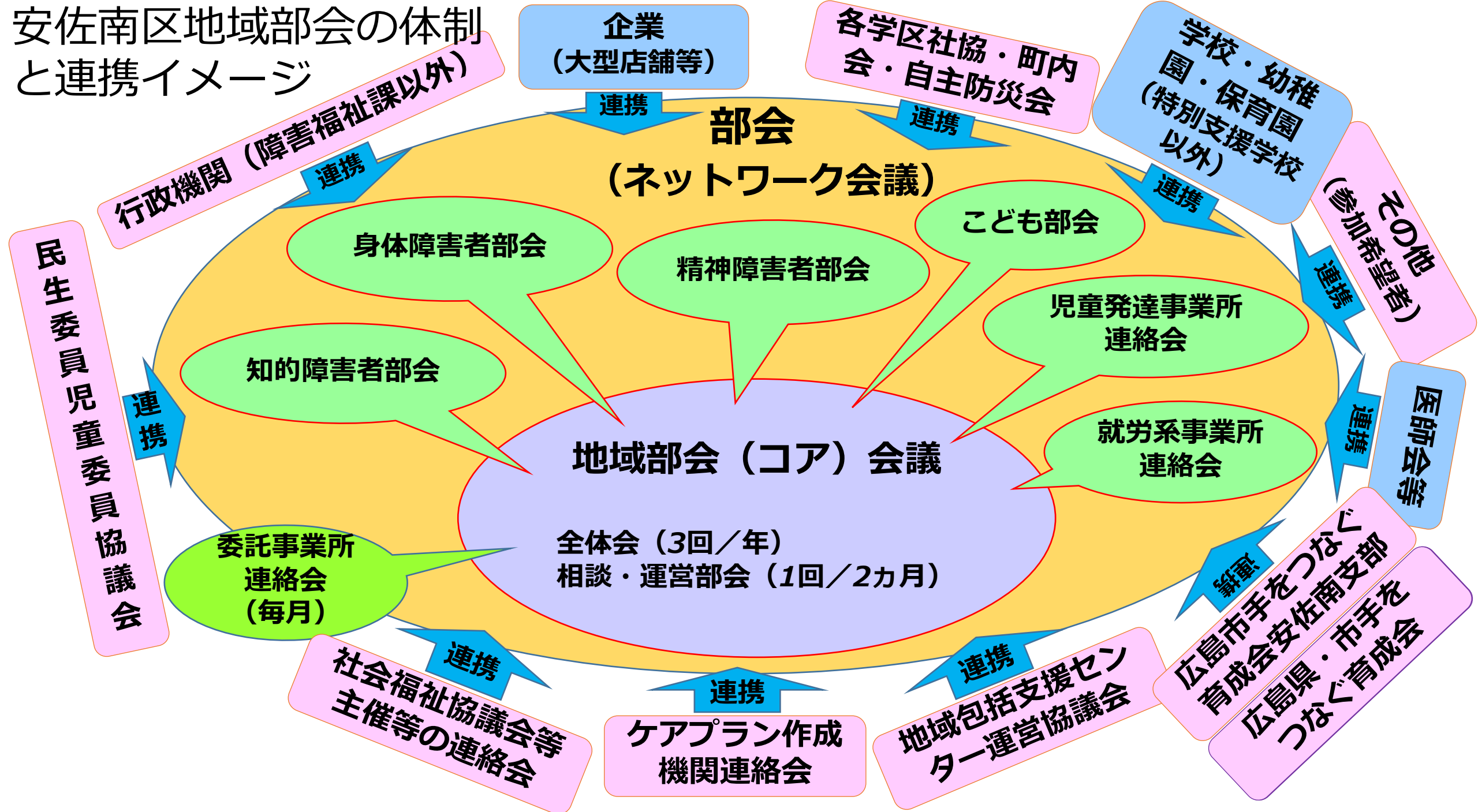
安佐南区地域部会テーマ

「つながる（つながり続ける）」

安佐南区地域部会の体制



安佐南区地域部会の体制 と連携イメージ



地域部会の役割と取組み

（開催頻度は、定例会のみ、その他臨時の部会開催あり）

	開催頻度	主な役割	令和元年度の主な取組み
全体会	1回／4ヶ月	各部会活動報告／情報交換・共有／障害理解の啓発（研修会）／課題抽出・共有	各部会の取組及び課題報告／課題取組方針報告／精神障害性理解講座／行政厚生部再編説明会／災害後の生活支援システム見直し説明会・定期啓発／地域生活支援拠点事業の取組みについて／社会資源の創設等
相談・運営部会	1回／2ヶ月 （臨時開催の場合あり）	部会運営の検討／情報交換・共有（課題抽出）／事例検討／各種研修会主催等	各部会運営方針協議／事例報告・事例検討／・制度の研修会／災害後生活支援見直し説明会・定期啓発／地域生活支援拠点事業の取組みについて／地域包括との交流会（事例検討・GW・質疑等）／課題抽出等
知的障害者部会	1回／2ヶ月 （臨時開催の場合あり）	情報交換・共有（課題抽出）／事例検討／研修会・イベント開催／各種啓発等	事例検討／課題抽出・整理／音楽交流会開催／とも福祉フェスタ開催／B型事業所見学研修／障害者用賃貸住宅見学研修会／情報交換／災害後生活支援システム見直し説明会・定期啓発／課題抽出等
身体障害者部会	1回／2ヶ月 （臨時開催の場合あり）	情報交換・共有（課題抽出）／事例検討／研修会・イベント開催／各種啓発等	事例検討／課題抽出・整理／ピアカン研修会／差別解消条例に向けて差別事例の抽出／CIL見学研修／災害後生活支援システム見直し説明会・定期啓発／情報交換／課題抽出等
精神障害者部会	1回／2ヶ月 （臨時開催の場合あり）	情報交換・共有（課題抽出）／事例検討／研修会・イベント開催／各種啓発等	情報交換会／アンケート調査実施／アンケート結果フィードバック／地活Ⅰ型見学研修会／災害後生活支援システム見直し説明会・定期啓発／課題抽出等
こども部会	1回／2ヶ月 （臨時開催の場合あり）	情報交換・共有（課題抽出）／事例検討／研修会・イベント開催／各種啓発等	就学前児童の保護者向け定期交流会「茶っと」開催／支援者、保護者のための研修会／災害後生活支援システム見直し説明会・定期啓発／情報交換／課題抽出等
児童発達事業所連絡会	1回／3ヶ月 （臨時開催の場合あり）	情報交換・共有（課題抽出）／事例検討／研修会開催／各種啓発等	事業所間の情報交換・共有／事例検討／災害後生活支援システム見直し説明会・定期啓発／課題抽出等
就労系事業所連絡会	1回／3ヶ月 （臨時開催の場合あり）	情報交換・共有（課題抽出）／事例検討／研修会・イベント開催／各種啓発等	事業所間の情報交換・共有／事例検討／合同事業所説明会開催（年2回）／災害後生活支援システム見直し説明会、定期啓発／課題抽出等

※委託相談事業所連絡会（毎月）： 地域部会運営方針等協議。情報交換・共有等